
| | |
|--------|-----------------------------------|
| プロジェクト | 資金決済時法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い |
| 項目 | 電子決済手段の預託の会計上の取扱い |

本資料の目的

1. 2022 年 6 月 3 日に成立した「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 61 号）の施行により改正された資金決済に関する法律（以下、資金決済に関する法律を「資金決済法」、改正された資金決済に関する法律を「改正資金決済法」という。）第 2 条第 5 項第 1 項から第 3 項に規定される電子決済手段（以下合わせて「電子決済手段」という。）に関する会計処理等に関して検討を行っている。
2. 資金決済法の改正前においては、我が国のデジタルマネーに関する法制度では、①発行等の機能と②移転・管理等の機能について発行者が責任をもって行うことが前提とされていたが、改正資金決済法においては、電子決済手段に関して、①の機能の担い手（発行者）と②の機能の担い手（仲介者）が分離されてサービスが提供されることも踏まえ、仲介者として電子決済手段等取引業者が新たに規定されている（改正資金決済法第 2 条第 10 項、第 12 項及び第 62 条の 3。別紙 1「電子決済手段等への制度的対応」参照）。
3. 第 151 回実務対応専門委員会（2022 年 11 月 2 日開催）において、仲介者である電子決済手段等取引業者による電子決済手段の預託が想定されるのであれば、電子決済手段等取引業者が利用者から預かる電子決済手段に関する会計上の取扱いを定める必要があるのではないかとの意見が聞かれた。本資料は、当該意見を踏まえ、電子決済手段の預託の会計上の取扱いについて検討を行うことを目的としている。

改正資金決済法等で定められている預託の仕組み

4. 仲介者である電子決済手段等取引業者が利用者から電子決済手段の預託を受ける業務は、「他人のために電子決済手段の管理をすること」（改正資金決済法第 2 条第 10 項第 3 号）に含まれ、金銭等の預託の禁止の規定の対象外とされている（改正資金決済法第 62 条の 13）。そのため、仲介者が電子決済手段の預託を受ける場合がある。
5. また、電子決済手段の発行者は、その発行する電子決済手段について、電子決済手段等取引業を行うことができる（改正資金決済法第 62 条の 8 第 1 項、第 37 条の 2）ため、仲介者が存在しないスキームも想定されると考えられる。その場合、電子決済手段の発行者が電子決済手段の預託を受けることも考えられる。

6. 仲介者又は発行者（以下「仲介者等」という。）が利用者から電子決済手段の預託を受け
る場合、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令案（以下「内閣府令案」という。）で
は、次の3つの方法が規定されている。
 - (1) 仲介者等が利用者から預かった電子決済手段を信託会社等へ信託して管理する方法
（内閣府令案第38条第1項）
 - (2) 仲介者等が利用者から預かった電子決済手段を自己信託により管理する方法（内閣
府令案第38条第3項）
 - (3) 仲介者等が利用者から預かった電子決済手段を信託せず自己（又は第三者）が管理す
る方法（内閣府令案第38条第7項）

仲介者等が預かった電子決済手段の会計上の取扱いの検討

7. これまでの我が国の実務慣行では、原則的には、預託者から預かった資産について、法
律上の権利の受託者への移転に着目し、預かった資産を会計上の資産として計上するか
否かを判断している。^{1, 2}

（電子決済手段を信託して管理する方法）

8. 仲介者等が利用者の電子決済手段の預託を受ける場合、仲介者等は、信託会社等への信
託（本資料第6項(1)の方法）又は自己信託（本資料第6項(2)の方法）により管理を行
うことが求められている。これらの信託においては、仮にブロックチェーン上の名義が
仲介者等であったとしても、利用者から預かった電子決済手段の権利が利用者に帰属す
ることを法律上で明確にするために、その利用者を元本の受益者とする必要がある（内
閣府令案第38条第2項第1号、第5項第1号）。
9. また、信託の受託者である仲介者等は、信託財産につき、保存行為又は財産の性質を変
えない範囲内の利用行為若しくは改良行為のみを行う（内閣府令案第38条第2項第2

¹ 実務対応報告第38号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」第54項
参照。なお、参考として、米国の会計実務においても、「前の実務のもとでは、他の当事者に保護預
り又は保管（カストディ）の目的で移転した金融資産は、移転者によって引き続き資産として持ち越
されている。（略）保管者は当該資産を支配せず、移転者の指示に従わなければならない。当審議会
は、現行の実務を継続するべきであり、したがって、本基準書は移転者の保護預りによる保管を取り
扱うことを要しないと結論づけた」とされている（財務会計基準書第140号第260項）。

² 占有する現金の所有権に関しては、「金銭は、特別の場合を除いては、物としての個性を有せず、単
なる価値そのものと考えらるべきであり、価値は金銭の所在に随伴するものであるから、金銭の所有権
者は、特段の事情のないかぎり、その占有者と一致すると解すべきであり、また金銭を現実に支配し
て占有する者は、それをいかなる理由によつて取得したか、またその占有を正当づける権利を有する
か否かに拘わりなく、価値の帰属者即ち金銭の所有者とみるべきものである」との判例（最高裁1964
年1月24日）がある（第365回企業会計基準委員会審議事項(3)-3）。

号、第5項第2号)。利用者から預かった電子決済手段は、自己が保有する電子決済手段を管理するウォレットとは別のウォレットにおいて管理することが求められている(事務ガイドライン案Ⅱ-2-2-3-2(3)①イ及び②イ)³。

10. さらに、利用者の電子決済手段が信託により管理されることで、信託財産である利用者の電子決済手段が破産財団に組み込まれないように倒産隔離が図られているため、電子決済手段の利用者に取戻権も認められている(信託法第25条第1項)。
11. したがって、信託の受託者である当該信託会社等は、利用者の指図に従い預かった電子決済手段の処分等を行うことになり、電子決済手段を自由に処分する権利を有していないと考えられる。

(自己(又は第三者)が管理する方法)

12. 内閣府令案で規定される一定の要件を満たす場合、利用者から預かった電子決済手段を信託せず、自己が管理する(又は第三者に管理させる)方法(本資料第6項(3)の方法)も認められている。この方法については、利用者から預かった電子決済手段が、利用者に帰属することが明らかである場合にのみ認められており、事務ガイドライン案では、例示として、「受益証券発行信託に係る受益権に該当するものを利用者のために管理する場合であって、各利用者が受益権原簿において受益権者として記載されているとき」が挙げられている。このとき、受益権原簿に記載された者に電子決済手段の権利が帰属すると考えられるため、仲介者等は、利用者から預かった電子決済手段を自由に処分する権利を有していないと考えられる。
13. なお、前項の場合においても、利用者から預かった電子決済手段を移転するための情報を、常時インターネットに接続していない電子機器等に記録して管理する方法等、技術的安全管理措置を講じて管理する方法により管理することが求められている(内閣府令案第38条第7項)。

事務局の提案

(仲介者等が利用者から預かった電子決済手段の貸借対照表への計上の要否)

³ 自己信託により管理する場合には、利用者から預かった電子決済手段を移転するための情報を、常時インターネットに接続していない電子機器等に記録して管理する方法等、技術的安全管理措置を講じて管理する方法(いわゆるコールドウォレット)により管理することが求められている(内閣府令案第38条第3項)。なお、この点については、実務対応報告第38号の公表後、2020年に暗号資産交換業者に関する内閣府令が改正され、暗号資産についても同様の管理が求められている(暗号資産交換業者に関する内閣府令第27条第3項)。

14. 本資料第8項から前項までに記載のとおり、法律上の権利の移転に着目すると、仲介者等は、利用者から預かった電子決済手段を自由に処分する権利を有しておらず、電子決済手段に関する利用者の権利が電子決済手段を預かる仲介者等に移転していないと考えられることから、仲介者等が利用者から預かった電子決済手段を当該仲介者等の貸借対照表に計上しないことが考えられる。

(仲介者等が顧客から預かった電子決済手段を貸借対照表に計上しない場合の注記の要否)

15. 仲介者等が預かった利用者の電子決済手段は、信託法等により適切に返還されるように保護されており、仲介者等において預かった電子決済手段に関する偶発的な義務は基本的には生じないと考えられる。したがって、仲介者等において電子決済手段の預託を受けている額などの注記を求めないことが考えられるがどうか。⁴

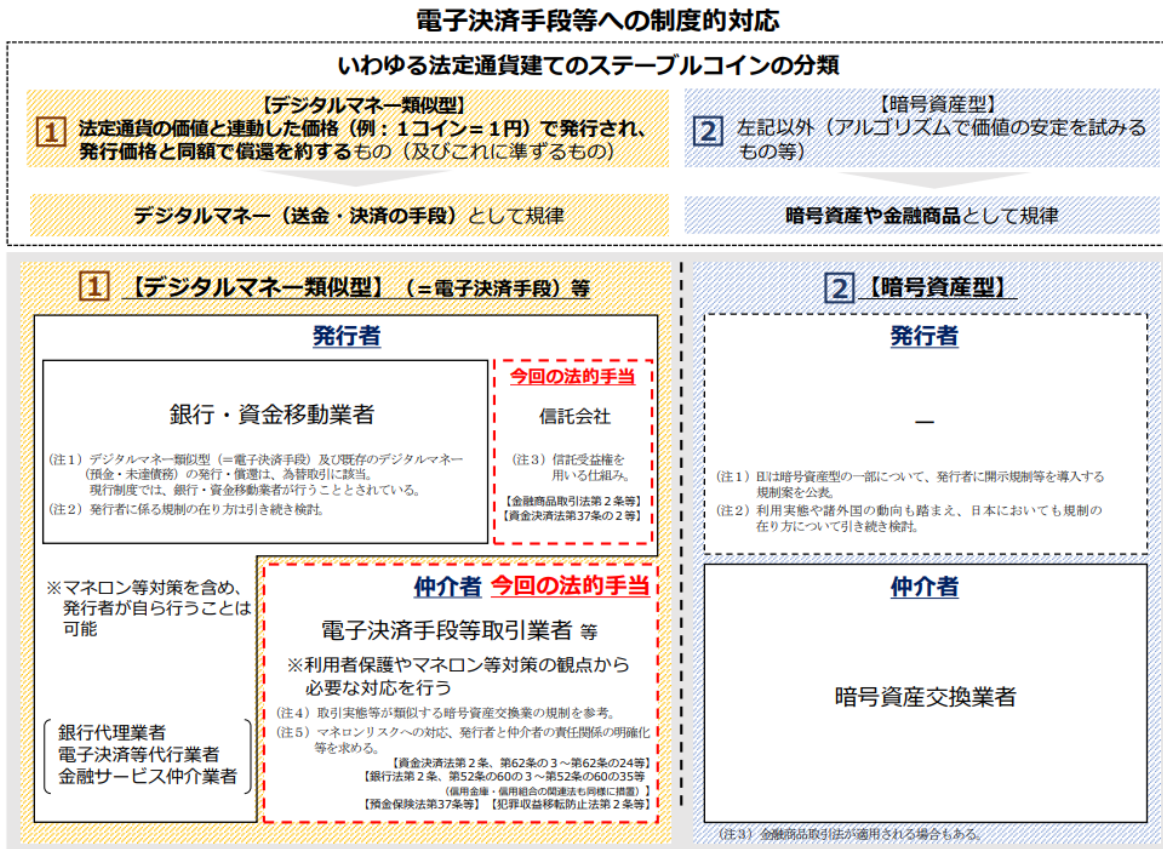
ディスカッション・ポイント

本資料第14項及び第15項の事務局の検討についてご意見を伺いたい。

以 上

⁴ 利用者から電子決済手段を預かった仲介者等が信託会社等の場合においては、信託業法（平成16年法律第154号）、銀行法（昭和56年法律第59号）等の規定により、信託財産の一部として電子決済手段の残高等の開示が求められることも考えられるが、会計基準外の法令に基づくものであるため、本資料の分析の対象外としている。

(別紙1) 電子決済手段等への制度的対応



(出典) 国会提出法案（第208回国会）の金融庁説明資料5頁

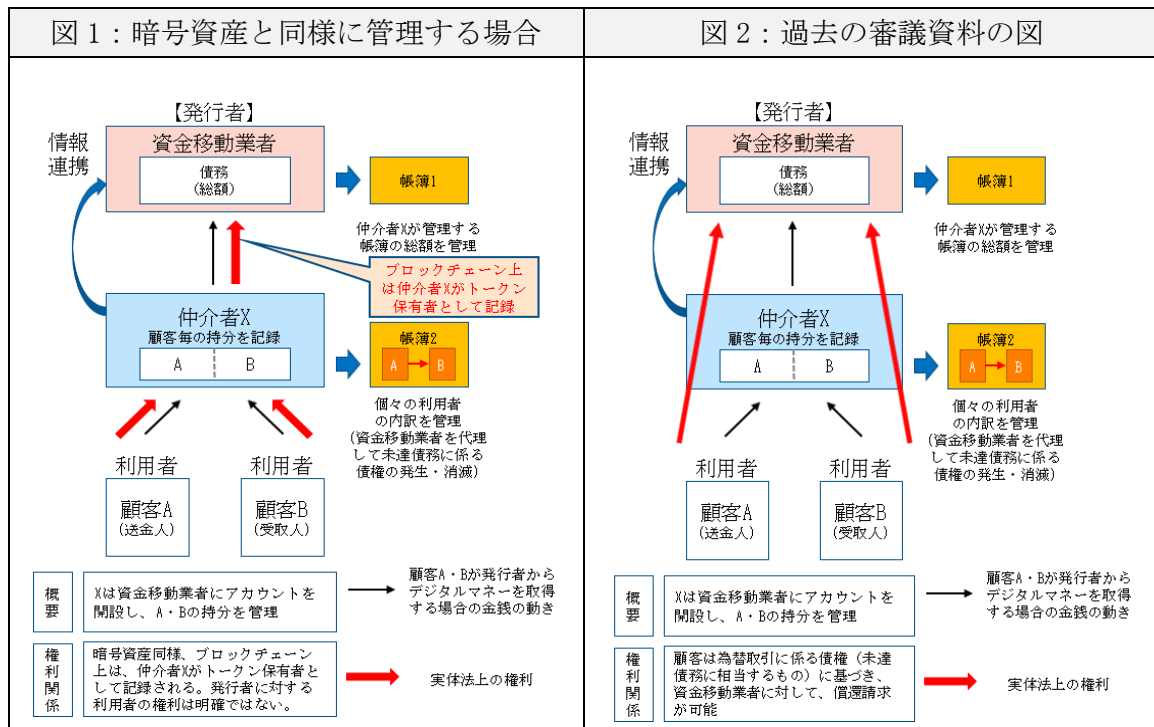
以上

(別紙2) 電子決済手段における払戻しの請求に係る実体法上の権利関係

- 2022年12月26日に公表された「令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等」(以下「内閣府令案等」という。)では、信託会社等への電子決済手段の信託(利用者区分管理電子決済手段信託。内閣府令案第38条第2項第11号)について、次のとおり規定されている。

利用者が受益権を行使する場合にそれぞれの利用者に返還される電子決済手段の数量が、当該受益権の行使の日における受託電子決済手段数量に、当該日における利用者区分管理必要数量に対する当該利用者に係る個別利用者区分管理数量の割合を乗じて得た数量(当該数量が当該個別利用者区分管理数量を超える場合には、当該個別利用者区分管理数量)とされていること

- 前項の内閣府令案の規定を踏まえると、仲介者が利用者から預かっている電子決済手段を信託した場合に各利用者の信託財産の数量割合に応じて受益権が行使されることが記載されているため、仲介者がブロックチェーンの書き換えを行わない場合、払戻しの請求に係る実体法上の権利は、仲介者が保有することになることも想定されていると考えられる(下記図1参照)。



(出典) 第3回金融審議会 WG 事務局説明資料の「利用者の発行者に対する償還請求権の明確性確保(2): 権利関係が明確になると考えられるスキーム例」及び「利用者の発行者に対する償還請求権の明確性の確保(3): 破綻時の権利関係」の図を参考に ASBJ 事務局で作成。
 なお、各図における当事者の役割、権利関係等は想定される一例を記載したものであり、個別事案によって異なり得る。

以上